

八丈町指名競争入札参加資格者指名基準

第1 目的

この基準は、八丈町契約事務規則（昭和39年八丈町規則第14号）第36条の規定に基づき、八丈町が行う指名競争入札に参加させようとする者（以下「入札参加者」という。）の指名について必要な事項を定め、もって指名競争入札の厳正かつ公正な執行を図ることを目的とする。

第2 適格性の判定

八丈町指名業者選定委員会（以下「指名委員会」という。）は、八丈町指名業者選定委員会規則（昭和39年八丈町規則第15号）第2条規定に基づき、指名競争入札に参加する資格を有する者につき、次に掲げる事項を調査し、発注しようとする工事又は製造の請負、物品の購入及びその他の契約（以下「発注工事等」という。）についての適格性を判定の上、第3により指名を行うものとする。

- (1) 経営及び信用の状況
- (2) 町における指名及び受注の状況
- (3) 官公庁工事等の実績の有無
- (4) 既発注工事等の施行成績
- (5) 発注工事等に対する地理的条件（営業所の所在地等）
- (6) 発注工事等施行についての技術的適格性
- (7) 発注工事等の内容に適した専門性
- (8) 施行中の既発注工事等の進捗状況

第3 指名方法

- 1 指名する場合の一般的基準は、次のとおりとする。
 - (1) 工事希望制指名競争入札による工事は、別表の工事とし、発注標準金額に対応する等級区分に属する者のなかから指名する。
 - (2) 上記（1）以外の工事においては、当該発注工事等の予定価格に応じて、適格性を有すると判定された者のうちから指名する。
- 2 1により指名する場合には、次の各号の一に該当するものを、他の者に優先して指名することができる。
 - (1) 発注工事施行場所付近に営業所を有する者
 - (2) 発注工事と同種の工事を専門とする者
 - (3) 既発注工事等の施行成績が優秀な者
 - (4) 発注工事が道路舗装工事・河川工事・水道施設工事・一般土木工事であって、次の一の工事が発注工事等と同一業種でかつ関連する場合における同工事の施工者
 - ア 最近3年間における施行済の既発注工事
 - イ 施行中の既発注工事、他官庁工事
- 3 物品の購入及びその他の契約
第2の定めによるほか、第3の各号に該当する部分がある場合は、それに準じて行うものとする。

第4 直近上位又は直近下位の等級に属する者の指名

- 1 指名委員会は、特に必要があるときには、第3の1の定めにかかわらず、2又は3の定めるところにより、当該等級の直近上位又は直近下位の等級

に属する者のうちから指名することができる。

- 2 当該等級の直近上位の等級に属する者を指名することができる場合は、次のとおりとする。
 - (1) 第3の2の各号の一に該当する者であるとき。
 - (2) 発注工事の予定価格が、当該等級に対応する発注標準金額の上限に近い場合の工事であるとき。
- 3 当該等級の直近下位の等級に属する者を指名することができる場合は、次のとおりとする。
 - (1) 第3の2の各号の一に該当する者であるとき。
 - (2) 発注工事の予定価格が、当該等級に対応する発注標準金額の下限に近い場合の工事であるとき。

第5 直近上位以上の等級に属する者の指名

指名委員会は、次の各号の一に該当する場合は、当該等級の直近上位以上の等級に属する者を指名することができる。

- (1) 発注工事が特に緊急を要する工事であるとき。
- (2) 発注工事が高度の技術を要する工事又は施行上相当困難を伴う工事であるとき。
- (3) 前各号のほか、特に必要があると認められるとき。

第6 直近下位以下の等級に属する者の指名

指名委員会は、特に必要があると認められるときは、当該等級の直近下位以下の等級に属する者を指名することができる。

第7 指名の制限

指名委員会は、次の各号の一に該当する者を指名することができない。

- (1) 不誠実な行為がある者
- (2) 経営状況が著しく不健全である者
- (3) 第3の2の(4)にかかわらず、最近3年間における施行済の既発注工事の施行成績が不良である者
- (4) 暴力団関係者であると認められた者
- (5) 前各号のほか、第2の各号を調査した結果、指名することが不適当と認められる者

第8 指名業者数

入札参加者の指名業者数は、5者から10者までの範囲において指名するものとする。ただし、必要に応じて指名業者数を増加又は、減じて指名することができる。

第9 その他

第4から第6までの規定は、等級格付工事の場合に適用する。

附 則

この基準は、平成10年8月21日から適用する。

附 則

この基準は、平成18年1月24日から適用する。

附 則

この基準は、平成19年2月20日から適用する。

別表

道路舗装工事

等級	発注標準金額
A	
B	8,000万円以上
C	3,000万円以上8,000万円未満
D	700万円以上3,000万円未満
E	700万円未満

橋梁工事・河川工事・水道施設工事・一般土木工事

等級	発注標準金額
A	
B	1億5,000万円以上
C	4,000万円以上1億5,000万円未満
D	1,000万円以上4,000万円未満
E	1,000万円未満

建築工事

等級	発注標準金額
A	
B	2億円以上
C	6,000万円以上2億円未満
D	1,600万円以上6,000万円未満
E	1,600万円未満

電気工事・給排水衛生工事

等級	発注標準金額
A	
B	1,800万円以上
C	600万円以上1,800万円未満
D	600万円未満

平成19年10月1日より施行